

教育相談事業報告

1. 教育相談センターにおける教育相談活動

当教育相談センターでは、平成14年度より教育相談の対象と形態を拡大した相談事業を実施した。相談の対象としては、従来障害のある子どもとその保護者を主としてきたが、昨年度より子どもの療育・教育に携わっている教職員等の相談も本格的に実施した。また、形態としては、「来所による相談」に加えて、電話・FAX・Eメール等を活用した「通信による相談」（情報提供のみでなく継続した相談）も本格的に実施した。

教育相談は、概ね図1に示した流れで行っている。

「来所による相談」の多くは、対象となる子どもの保護者からの申込みを受けており、ほとんどが電話で申し込まれている。相談の依頼者と相談機関との最初の出会いは、相談の受付は、その後の相談を進めていく上で重要な意味を持っている。そのため、この申込み時に、依頼者の相談したい問題（主訴）及びその主訴に基づく子どもの様子などを丁寧に聴取し、その上で依頼者とともに相談内容を整理し、本研究所において提供できる相談活動をわかりやすく説明している。

また、主訴の内容によっては、より適切と思われる関連機関を紹介することや、遠方からの問い合わせの場合には、地域の相談機関を調べた上で紹介することもある。

主訴が明らかになり、依頼者の来談の意志が確認されると、相談の方針を立て、相談担当者のチームを編成するための受理会議を持つ。

なお、相談担当者による初回相談が行われた後は、この相談について今後の処遇（継続相談、他機関紹介等）の検討を行うための教育相談ケース検討会議が持たれている。

「通信による相談」も同様な流れで進めている。

1) 教育相談の実施内訳

平成15年度における教育相談の実施内訳は、「来所による相談」1529件、「通信による相談」198件、「来所による教職員の相談」10件の総計1,737件であった。

①来所による相談

本年度の教育相談実施内訳については、新来（教育相談のために新たに相談した）件数と再来（教育相談が2回以上にわたり継続された場合の2回目以降の回数）とに分けて、その内訳を年齢別、性別、主訴別、障害種別に分け表1に示した。

なお、年度の教育相談申込みの内訳を図1「教育相談の流れ」に対応して、図2にまとめた。

本年度に行われた教育相談は件数にして441件、回数にして延べ1,529回である。その内、新規に行われた相談は134件（前年度に受理したが年度末であったため実際の来談が平成15年度となった10件を含む）であり、残る307件は前年度以前から引き続いて行われている相談である。

なお、本研究所教育相談センターに教育相談の申込みをされた新来児・者についてそれぞれの紹介の経路は、表2のとおりである。

ア) 来談児・者の年齢

新規の教育相談申込みについては、原則として18歳未満の障害のある子ども及びその保護者を対象としているが、ケース個々の主訴の内容によって、教育相談の役割が取れる場合は、年齢にかかわらず対応することとしている。

来談児・者の年齢を、0～2歳の乳幼児、3～5歳の学齢前幼児、6～12歳の小学校年齢児、13～15歳の中学校年齢児、16～18歳の高校年齢児、19歳以上と、主に教育の場に準じた年齢幅の分類で示すと、新来児・者は図3のとおり、6～12歳が64件で最も多く、次に3～5歳が38件、0～2歳が16件である。再来児・者においては、中学校年齢児以上が割合としては多い傾向である。

表1. 来所相談実施内訳（平成15年度）

区分	年齢別内訳						性別内訳		主訴別内訳				障害別内訳*								計	
	0～2	3～5	6～12	13～15	16～18	19歳～	男	女	療育相談	就学相談	治療・訓練	検査・判別	視覚	聴覚	言語	肢体	病弱	知的	情緒	重複		その他
新来	16	38	64	8	4	4	100	34	107	23	3	48	8	7	5	0	1	37	48	19	9	134
再来	75	221	675	224	65	135	942	453	994	82	397	181	35	69	14	26	9	430	433	368	11	1,395
総数	91	259	739	232	69	139	1,042	487	1,101	105	400	229	43	76	19	26	10	467	481	387	20	1,529

注) *障害種別内訳の「その他」には「問題なし」も含まれる。

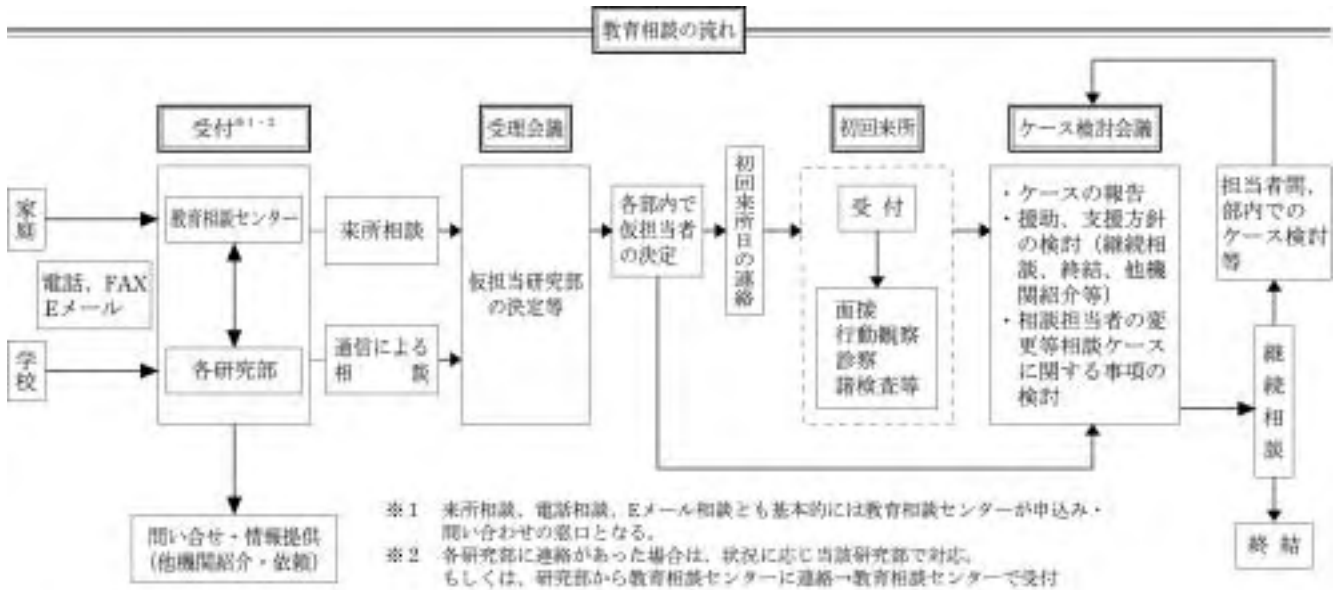


図1. 教育相談の流れ

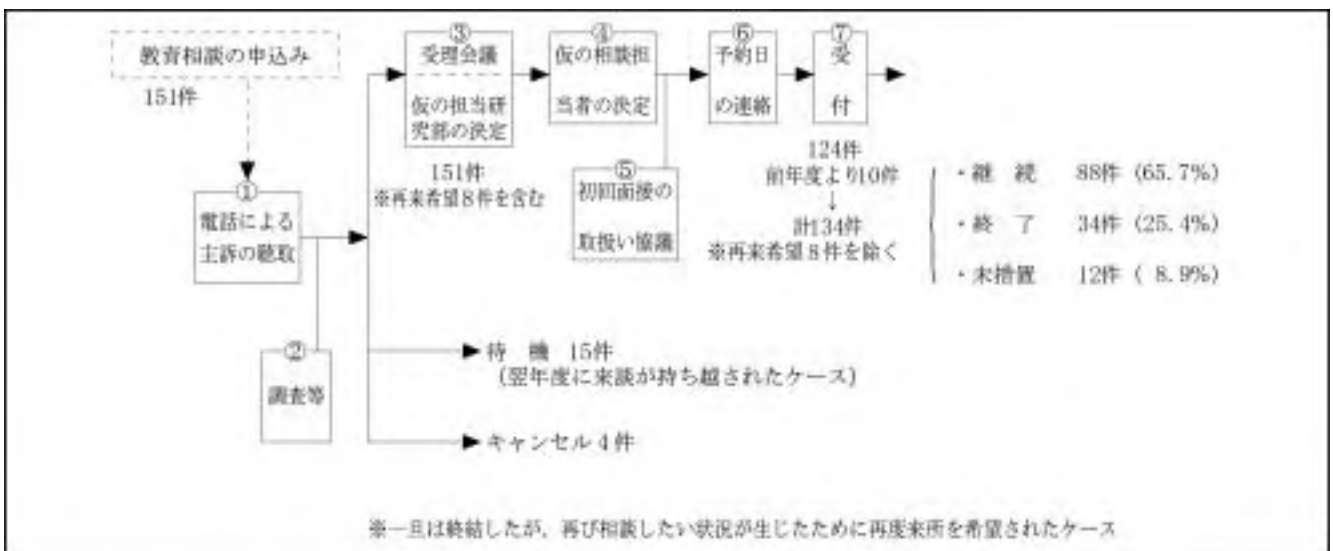


図2. 教育相談センターにおける教育相談申込みに関する対応 (平成15年度)

表2. 新来児・者の紹介経路内訳

紹介経路	件数	備考
保健所	7	
病院等	17	PT、OT、ST、等を含む
相談機関	5	児童相談所・教育センター等
療育指導機関	8	
保育園・幼稚園	4	
小学校・中学校	8	
特殊教育諸学校	8	盲学校・聾学校・養護学校
職員・研修生	14	
来談ケースの保護者	21	来談ケースの同胞を含む
その他	42	親の会、私立相談機関等
計	134	

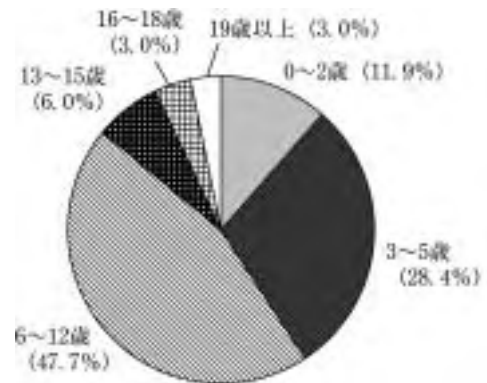


図3. 新来児・者の年齢

なお、新来児・者について、初回来所時点においての在籍機関の区分を、年齢区分毎に示すと、表3のとおりである。

イ) 来談児・者への対応

本研究における教育相談では、新しく来談したケースに対して、面接と行動観察及びこれに基づく助言や指導等を行っている。多くは家庭の保護者からの相談依頼を契機としていることから、その主訴は、「子どもの状態をどの様に理解したら良いか」や「家庭を中心とした日常生活において、親として、現在どのように配慮して子どもに接し、育てていけば良いか」に対する援助ということに大まかには集約されていると考える。

しかし、持ち込まれる問題の領域が非常に広く複雑多岐にわたっており、スタッフの専門性を生かしつつ、個々の相談を担当するため、ここでは来談児・者が実際に来談した際の主訴への対応について、主訴別内訳として項目別に示している。

新来児・者については、子どもの養育の方針についての助言を求める「療育相談」が107件と最も多く、次に障害の状態について判断を求める「検査・判別」が48件、適切な就学・就園・進路等についての助言を求める「就学相談」が23件、障害の状態に応じた指導法を求める「治療・訓練」が3件である。

再来児・者についても、療育相談が994件と最も多く、次に治療・訓練が397件、検査・判別が181件、就学相談が82件である。いずれの年齢区分においても、療育相談が最も多く、次いで検査・判別である。なお、主訴への対応については、多くの場合、複数の項目にまたがる事が多く、そのままそれぞれの項目に計上している。

ウ) 来談児・者の障害種別の実態

新来児・者の障害種別は、図4のとおり、情緒が48件で最も多く、次に知的が37件、重複が19件である。

なお、「視覚」、「聴覚」、「言語」、「肢体」及び「病弱」は、それぞれの単一障害のみがある場合であり、「知的」には自傷などの問題行動を伴う知的発達遅滞を、「情緒」には自閉

表3. 新来児・者の受けていた在籍機関の区分

年齢区分	小計	在籍機関の区分	件数
乳 幼 児 (0 歳 ~ 2 歳)	16	在宅 (保健所のフォローアップを含む)	8
		保育所・保育園	3
		療育センター等 (盲・聾・養護学校幼稚部の教育相談を含む)	5
学 齡 前 幼 児 (3 歳 ~ 5 歳)	38	在宅 (保健所のフォローアップを含む)	6
		保育所・保育園	8
		幼稚園	16
		療育センター等	7
		盲・聾・養護学校幼稚部	1
小学校年齢児 (6 歳 ~ 12 歳)	64	小学校通常学級	33
		小学校特殊学級 (通級を含む)	12
		盲・聾・養護学校の小学部	19
中学校年齢児 (13 歳 ~ 15 歳)	8	中学校通常事業	5
		中学校特殊学級 (通級を含む)	2
		盲・聾・養護学校の中学部	1
高校年齢児以上 (16 歳 ~ 18 歳)	4	自 宅	2
		高等学校	2
19 歳 以 上	4	自 宅	3
		専門学校・大学	1
計	134		134

性障害も含まれている。「重複」には、軽度の障害が重複している場合もこの項に含めてある。「その他」には、年齢とのかねあいから障害の判断を保留したケースと特に問題のなかったケースを含んでいる。

エ) 来所児・者の居住地域

来所児・者の居住地域は、表4に示したとおりである。新来、再来ともに本研究所の所在地近隣からの来所相談が多いが、新来児・者では、静岡県、福岡県、マレーシアからの相談がある。

再来児・者の居住地域は、関東甲信越が多いが、海外をはじめ各地域からの相談がある。

②通信による相談

平成15年度の「通信による相談」は、新規（教育相談の

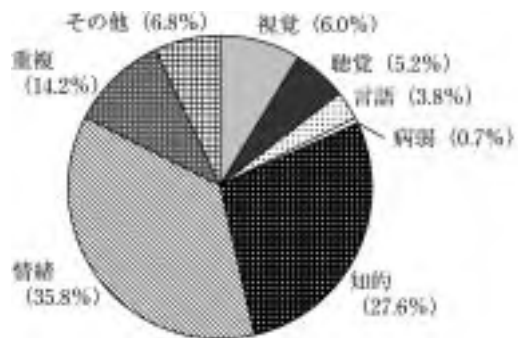


図4 新来児・者の障害の実態

表4. 来所相談地域別内訳

区分	居 住 地 域								合計
	北海道	東北	関 東 甲信越	東海 北陸	近畿	中国 四国	九州 沖縄	海外	
新来	0	0	131	1	0	0	1	1	134
再来	0	1	1,369	3	12	7	2	1	1,395
総数	0	1	1,500	4	12	7	3	2	1,529

ために新たに相談した)件数と継続(教育相談が2回以上にわたり継続された場合の2回目以降の回数)とに分け、その内訳として相談者、手段、内容に分けて表5に示した。本年度、通信によって行った相談は、件数にして198件、そのうち、電話相談が104件(新規70件、継続34件)Eメール相談が83件(新規55件、継続28件)その他(FAX、手紙等)11件であった。

主な相談内容は、教職員では「情報提供」「学級・学校コンサルテーション」「指導内容・方法に関する助言」等であった。保護者の相談内容は「相談内容に則した情報提供」「機関紹介」「養育に関する助言」等であった。

通信による相談者の居住地域は、表6に示したとおりである。

1件の通信相談に複数の相談内容があったり、複数の通信手段を使う場合があったり、通信から始まった相談が、来所の相談になる場合もある。

③来所による教職員の相談

平成15年度の「来所による教職員の相談」は、新規相談3件、継続相談7件の合計10件であった。その相談内容は、子どもに合わせた教材教具の工夫や指導内容・方法や学級経営等に関する助言、障害に関する情報提供等であった。

2) 教育相談の活動例

①来所による相談

就学以前から小学校卒業までの7年間を来所相談として定期的なかかわりを持った高機能自閉症の事例は、中学校

進学以降も母親からの手紙や電話で成長過程の報告を受けていた。しかし、大学受験に挫折後、就職活動を行っている時期に、両親のすすめで本人が再来談した。20歳過ぎてからの相談であったが、過去の経緯が分かっているので、本人の自己理解を深めるための支援として、相談活動を行った。相談の期間中に専門学校に入学し、卒業後は福祉施設に常勤の職員として働いている。

このように高機能自閉症の事例は、学校に在籍している時の仲間関係の形成の課題から、就労の際の課題など、長期にわたる支援が必要であり、このような事例は十数例を数える。本事例の詳細は、本研究報告研究紀要20・21巻と31巻(2004)に掲載した。

②テレビ会議システムを活用した相談活動

本研究報告と教育センターや学校とをISDN回線で結んだテレビ電話会議システムを活用して、相談活動を実施した。

実施した地域と相手は、宮城県、福井県、千葉県、静岡県、宮崎県の教育研修センター、特殊教育センター、盲学校、養護学校、小・中学校であった。相談内容は事例への対応や軽度障害についての理解、重複障害への対応、教師の実践上の悩みなど多岐にわたっていた。本研究報告には、障害種別に関する専門的なリソースがあるため、相談内容によっては担当者以外に所内の研究職員が協力して対応することが可能であった。学校を対象とするテレビ会議システムによる相談は、校内における研修の機能をも果たすものであった。このテレビ会議システムによる相談は、専門職からのアドバイスや最新の情報を、対面(フェイスツー

表5 通信等による教育相談実施内訳

区分	相談者			通信手段				訪問	内容			
	教職員	保護者	その他	電話	FAX	Eメール	その他		指導方法	情報提供	学校コン	その他
新規	55	51	20	70	4	55	2		26	97	6	11
継続	26	40	3	34	3	28	2	3	18	43	7	3
総数	81	91	23	104	7	83	4	3	44	140	13	14

表6 通信による教育相談地域別内訳

区分	居住地域									計
	北海道	東北	関東甲信越	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄	海外		
新規	1	7	75	11	13	8	7	4		126
継続	0	4	39	11	5	4	8	1		72
総計	1	11	114	22	18	12	15	5		198

フェイス)しながら交換できるという点で評価が高く、また交通費や日程の細かな調整を必要とする従来の講師招聘による相談や研修に比較して、通信費と時間打ち合わせだけで済む、その便宜性において高い評価が得られた。詳細は、プロジェクト研究報告書「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」(2004)に記載した。

③学校コンサルテーション

ア) 小学校へ

知的発達の遅れがある自閉症児の保護者の希望は、学区の小学校に通わせたいということであった。学区の小学校に特殊学級の設置がなく、通常学級に在籍することになった。通常学級では、学習に参加せず、立ち歩いたり、奇声を発したりしていた。保護者は、本児と共に小学校に通い、学校ではいつもそばについていた。担任教師もどう対応したらよいか、悩んでいた。保護者から教育相談センターへ依頼があり、小学校の担任と連絡を取り、学校での対応についての相談に応じた。

担任には、集会や運動会など、学校全体での行事の前には、職員会議で本児の取り組む内容とその時の周囲の対応、応援の仕方などについて伝えるように助言して、学校職員の共通理解を進めた。このような取り組みを繰り返していくうちに養護教諭をはじめ、児童指導部の教員が本児に声をかけてくれたり、様子を見ていてくれたりするようになった。保護者の付き添いもなくなり、必要な時には学校の教員がやりくりして、交代で本児に対応するようになった。本児のことから始まった校内の支援体制は、他の学年にいる配慮を必要とする子どもたちへと広がってきている。

イ) 盲・聾・養護学校教員への支援

宮城県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県にある盲・聾・養護学校の教員を対象に、実践上の具体的課題をめぐって学校コンサルテーションを実施した。相談内容は、盲重複障害のある児童生徒への対応、盲ろう児童生徒への対応で、具体的には日々の実践上の課題(コミュニケーション方法、課題学習、日常生活動作、摂食指導など)であった。どの学校においても、今後の特別支援教育の展開を見据えて、より高い専門性を養成することが課題になっており、そのための一つの方法としてこの学校コンサルテーションによる教員支援は有効性が高いものと評価された。盲ろう障害や盲重複障害については、専門的なりソースが地域には少なく、そのためどこに相談してよいかとまどっているというのが地域の現状であった。本研究では、我が国でも唯一、盲ろう障害の教育研究について専門的観点から取り組んできており、研究所のリソースを直接利用するこのコンサルテーションは地域の教育実

践と専門性を高めていくために今後も重要な働きを期待されている。この詳細は、重複障害教育研究部一般研究報告書「視覚聴覚二重障害教育を担当する教師の専門性に関する研究」(2004)に記した。福島県での取り組みについては、プロジェクト研究「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究—自立活動を中心に—」報告書(2004)に一部記載した。

ウ) 小・中・高校教員への支援

相談している事例の中には、軽度発達障害などのある子どもが、学級への不適應などから不登校を呈している児童生徒の相談が少なからずある。この不登校は、軽度発達障害を1次障害とした2次障害である。多くの場合、軽度発達障害のある児童生徒は、通常の学級に在籍している。小・中学校の通常教育においては、不登校の児童生徒への対応のノウハウは、近年、普及してきているが、軽度発達障害への理解や対応は、十分でないのが現状である。したがって、相談担当者は、子どもや保護者への対応と並行して、在籍校に出かけたり、学級を担当する教師やスクール・カウンセラーなどに来談したりしてもらい、子どもの障害特性や状況を共に理解し、対応を担当一人だけではなく、学校全体でどのように工夫していくかを、考え合うようにしている。このような相談事例を、神奈川県内や茨城県など関東地域各県の小・中・高校で行っている。

3) 教育相談ケース検討会議の状況

平成15年度においては、30回開催し、計121件の処遇の検討(継続相談、他機関紹介等)、相談担当者等の決定、終結等に関する協議を行った。なお、継続相談として対応することを確認したケースはその内、88件であり、全体の約7割強に相当している。

4) 地域の関連機関との連携

教育相談活動の充実をはかるため、地域の関連機関との情報交換及び意見交換を行った。

・不登校相談機関との業務連絡会議(2回)

神奈川県横須賀児童相談所の主催で、関係機関(相談機関、学校、教育委員会)担当者の出席により、不登校児童への適切な援助・指導と業務に関して、事例を中心に、情報交換及び意見交換を行った。

5) 教育相談講習会に関する企画・運営

教育相談センターでは、各研究部等の協力を得ながら、本研究の研修事業である教育相談講習会の実施に関する企画・運営に携わっている。

平成15年度で第18回になる「教育相談講習会」は、本研究を会場として、平成15年11月6日(木)から11月19日

(水)の10日間の日程により開催され、全国各地から都道府県・指定都市のセンター等の職員53名が受講した。

講習会においては、講義、講演、全体協議、班別協議及びテーマ別ワークショップ等や受講者間での情報交換を通じて、各センター等における相談担当者としてかかえている当面の課題が浮き彫りとなり、本研究所と各センター等との組織・運営や業務内容の違いはあるものの、活発な意見交換を行い、教育相談を担当する者としての役割や責任について研修する場となった。

この講習会は、16年度以降「特別支援教育コーディネーター研修」に統合されることとなった。したがって、今回

の講習会が教育相談を主目的とする講習としては最終回である。なお、本年度の当講習会の内容等については、次項に掲載してある。

6) 国立久里浜養護学校との相互協力

本研究所に隣接し相互協力関係にある国立久里浜養護学校からの依頼により、同校への入学希望幼児・児童の選考に関し、学校と協同で、行動観察等による資料収集を行っている。平成15年度においては、随時、20名の幼児・児童の選考に関し、学校と相互協力を行った。

2. 教育相談講習会

1) はじめに

平成15年度の「教育相談講習会」は、平成15年11月6日(木)から11月19日(水)までの10日間の日程で当研究所を会場に開催された。今回の開催は、昭和61年度の開催以来、通算18回目にあたる。平成15年度内に、当研究所の研修事業の大幅な見直しがあり、その中で、これまで教育委員会やセンターおよび盲・聾・養護学校等での相談機能に対応してきたこの「教育相談講習会」が、来年度以降は、「特別支援教育コーディネーター研修」に統合されることとなった。したがって、今回の講習が教育相談を主目的とする講習としては最終回にあたる。

本講習会は、「都道府県又は指定都市の特殊教育センター等において、障害のある子どもについての教育相談を担当する教職員の資質の向上を図り、もって教育相談業務の円滑な運営に資すること」を目的とし、特殊教育センター、教育センターおよび盲・聾・養護学校等において、障害のある子どもについての教育を担当している教職員を受講対象者としている。募集人員は60名、都道府県・指定都市ごとに1名程度としている。従来は、特殊教育センターの職員を主な対象としていたが、盲・聾・養護学校のセンター化がすすめられ、特殊教育諸学校等においても相談活動に取り組む趨勢が広がってきていることから、15回の講習会からは上記のように対象を広げて行ってきたところである。講習会全般の企画・運営については、教育相談委員会にある「教育相談講習会実行委員会」が担当し、班別協議等は所内参加者の協力を得て全所的に取り組んできた。

本稿では、平成15年度の講習会の実施内容および反省課題について報告する。

2) 講習会カリキュラムについて

(1) 平成15年度講習会の運営方針

平成15年度の講習会の運営は、基本的には前年度までの運営方針を踏襲しながら、平成14年度の反省点を活かすように実行委員会によって講師の選定およびカリキュラムの構成を行った。主な点は以下の通りである。

① 講習会の構成・日程について

- ・一昨年度まで12月に開催されていたものが、昨年度から11月開催となり、さらに従来は月曜日に開講し、翌週の金曜日に閉講することが通例であったのが、研究所主催の他の講習会との関係で、今回は木曜日開講、2週後の水曜日閉講という日程で行った。
- ・構成はほぼ前年通りであるが、全体協議を2日目に設定し、5日目に行っていたワークショップを6日目に設定するなどの変更があった。新たな取り組みとして、昨今

の特別支援教育への移行に係わる緊急性の高い課題の一つである「盲・聾・養護学校のセンター的機能をめぐる課題」に着目し、9日目に「センター的機能」に関するパネルディスカッションを設定した。昨年度実施した仮設建物にある教育相談センターの見学は、今回は実施しなかった。

② 講義について

昨年度実施した「地域からの家族支援」の講義を取りやめ、今年度は「相談活動とコーディネーター」と題する講義を新設した。これは先述のパネルディスカッションの設定同様、特別支援教育に係わる課題の一つである特別支援教育コーディネーターを意識しての設定であった。「盲・聾・養護学校における早期からの教育相談」は、「盲・聾・養護学校における教育相談」と改題し、地域のセンター的取り組みの推進に実績のあった教育委員会指導主事を講師として迎えた。昨年度の「通常の学級に在籍する軽度の障害のある子どもへの対応」は、「小・中学校における教育相談」と改題し、子どもの理解や学級経営の問題に加えて、スクールカウンセラーの働きや小・中学校における教育相談活動をも含めた内容とした。

③ 全体協議について

昨年度に引き続き「教育相談に関する今日的課題」というテーマで行った。昨年度までは、講習会中に提出してもらったアンケートを参考に受講者の中から6人の発表者を選定して依頼してきたが、今回は2日目に全体協議を行う関係から講習会に先立って提出してもらったアンケートを参考に発表者を選定した。このアンケートでは、あらかじめ「盲・聾・養護学校での教育相談」「センターにおける教育相談」「他機関との連携の現状」という3つのテーマを設定して、1つを選択してもらい、選択テーマについての情報提供を記載してもらおうという形をとった。協議の運営は、まず最初に6人の発表を全員で聞き、その後に各テーマごとのグループに分かれて協議することとし、昨年同様グループ協議後の全体での報告は設定しなかった。

④ 班別協議について

実際の協議において出来る限り「事例」を中心とした協議が行えるように、あらかじめ「各自が担当している相談事例の中から、相談の経過で課題の多かった事例等」について概要を所定の書式で提出してもらった。事例の提出が困難な場合は、「教育相談に関する課題」を提出してもらった。各班には研究所職員が2名参加することとした。その内1名は班責任者として教育相談講習会実行委員をアテ、班別協議全体の促進役を果たすとともに、当該班において守秘義務についての責任について周知に努めることとした。

⑤ ワークショップについて

受講者が特に関心のあるテーマについて集中して取り組

める時間として、今回もワークショップを開設した。開設したテーマは、昨年同様、「学習障害」「高機能自閉症・アスペルガー障害」「カウンセリング」「ロールプレイ」「注意欠陥/多動性障害」「早期教育相談」の6テーマであった。受講形式も、午前中に3つのテーマから一つ、午後に3つのテーマから一つを選択してもらい、計2つのテーマについて受講する形態で実施した。

⑥ パネルディスカッションについて

盲・聾・養護学校の今後の課題としてある「センター的機能としての教育相談」をテーマに、パネルディスカッションを設定した。特別支援教育への移り変わりの中で、教育の現場で教育相談に携わる者には、このテーマへの関心が高いと考えたからである。パネリストとして、教育センターの指導主事、先進的な取り組みをしている養護学校の教諭を招き、さらに当研究所で「センター的機能」にかかるプロジェクト研究を推進している研究員に指定討論者として参加してもらった。上記の発表の後、フロアの受講者と意見交換を進めることとした。

3) 講習会実施内容

(1) 受講者について

受講者は男性29名、女性24名の計53名であった。所属の内訳は、教育センター（総合教育センター、特殊教育センター等）28名（53%）、教育委員会等2名（4%）、学校（盲学校・聾学校・養護学校・小学校）23名（43%）であった。

受講者の教職経験年数は、5～10年が2名（3.8%）、11～15年が7名（13.5%）、16年以上が43名（82.7%）であった。そのうち特殊教育経験年数は、3年未満が6名（11.5%）、6～10年が5名（9.6%）、11年以上が41名（78.9%）であった。

また、受講者の教育相談経験年数は、0年が8名（15.4%）、1～2年が18名（34.6%）、3～5年が13名（25%）、6～10年が5名（9.6%）、11年以上が8名（15.4%）であった。

上記のことから、平成15年度の実受講者の特徴として以下のことが示された。

- ・昨年度は、女性参加者が男性参加者を数の上で上回っていたが、今回は従来のように男性参加者が女性参加者に比べて多かった。所属の点では、昨年度は学校所属者が35%であったが、今回は43%と増えている。昨年度は中学校からの参加者が2名あったが、今回は参加がなかった。
- ・教職経験16年以上という参加者が82.7%と最も多く、経験年数の長い参加者が多かった。
- ・教育相談経験年数については、1～2年の経験者が34.6%と最も多く、6～10年の経験者が9.6%と少なかった。3年以上の経験者が半数あり、そのうち11年以上の

経験者が15.4%であった。

(2) 日程およびプログラムの内容について

平成15年度は文末に付記した資料1の日程で実施された。また、各講義、全体協議、班別協議、ワークショップ、パネルディスカッション、および講演等の内容は、資料2に示す通りである。

(3) ワークショップについて

それぞれのテーマについての参加の状況は、「学習障害」10名、「高機能自閉症・アスペルガー障害」27名、「カウンセリング」16名、「ロールプレイ」5名、「注意欠陥/多動性障害」34名、「早期教育相談」14名であった。

(4) 班別協議について

昨年同様、一つの班を所内参加者も含めて10名程度の構成とした。各班ごと2名の所内参加者のうち1名は教育相談講習会実行委員が入り、班責任者を務めた。班員の構成は、受講者から事前に提出された事例の概要等に関する資料を参考にして、検討事例の内容、所属機関、所属機関所在地、性別等を考慮して協議の遂行上、円滑な進行が出来るよう編成した。所内参加者については、それぞれの専門性を活かして事例協議に参加できるように、検討事例の内容と照合させて配置を考慮した。

(5) 全体協議について

昨年度とは実施方法を変更し、2日目に実施した。前述のように、事前に設定された「他機関との連携の現状」「センターにおける教育相談」「盲・聾・養護学校での教育相談」という3つのテーマに関して提出された資料を参考に実行委員会によって選定された各テーマ2名づつの受講者に、話題提供をしてもらった。午前中と午後前半は受講者全員参加の場での話題提供とそれに対する質疑を行い、午後後半は各自が選択したテーマごとに分かれて意見交換を行った。

提供された話題の概要は次の通りであった。

話題提供1. 他機関との連携の現状

岐阜県からは、「障害の実態に応じ、社会的自立をめざす指導」という題で6校からの児童が通う通級指導教室の取り組みが報告された。保護者や児童の在籍学校との連携についての工夫が紹介された。愛知県からは、「養護学校が行う特殊教育相談の支援に関する研究」という題で、県立養護学校及びその地域の公共施設を会場として実施した特殊教育相談の取り組みについて発表された。県立学校と市町村との橋渡しをセンターが担うことの必要性や相談担当者の研修の充実などの課題について報告された。

話題提供 2. センターにおける教育相談

大阪府から、センターにおける教育相談の実際が報告された。増加しているLD、ADHD等の相談への対応や、盲・聾・養護学校への「センター的機能」としての支援の取り組みと、今後検討すべき課題についての話題提供であった。仙台市からは、軽度発達障害を中心とした教育局の相談事業についての報告であった。学習障害児への巡回相談事業やスクールアドバイザー派遣や配置事業、ADHD児等個別指導補助事業など多角的な取り組みが報告された。

話題提供 3. 盲・聾・養護学校での教育相談

広島県から「視覚障害教育相談支援センターの現状と課題・将来展望」と題して、新たに盲学校に設置された「相談支援センター」とそこに専任で配置された教育相談主任の働きについて報告された。視覚障害に関する学齢をこえた相談支援ネットワークの構築という将来像についても言及された。佐賀県からは、地域支援コーディネーターを配置して、教育相談と関係機関との連携を中心に進められている養護学校の取り組みが報告された。地域にある小・中学校の特殊学級担任で構成されている特別支援教育研究会との連携や情報交換のこと、一般的なマニュアルでは対応できない現実への対処などについて話題提供された。

(6) パネルディスカッションについて

「センター的機能としての教育相談」というテーマで3名の話者提供者、1名の指定討論者によるパネルディスカッションを実施した。話題としては、川崎市から学校コンサルテーションをめぐる話題が提供された。これまでの川崎市での学校コンサルテーションの取り組みから、学校を支援する方法の一つとして効果ある教員へのコンサルテーションの構造と性格について説明がなされた。鳥取県からは、地域あるいは立地条件等を積極的に活かしながら地域・医療との連携を進め、校内体制の充実を図ってきた養護学校の取り組みが紹介された。青森県からは、県全体として取り組みが始まっている教育相談にかかる施策の一翼を担いつつ、広域圏でのネットワークを進めながら、校内体制づくりを進めている養護学校の実践例が紹介された。指定討論では、当研究所で進行しているセンター的役割に係わるプロジェクト研究のこれまでの成果を踏まえ、求められている「センター的役割」と「教育相談」とは何かについて話題提供があり、新たな発想の必要性についても言及された。

4) 講習会を実施した上での課題

(1) カリキュラムの構成と内容全般について

講習会全体として、「とてもよかった」という回答が71%、「よかった」という回答が27%で、肯定的な受けとめが98%

であった、その理由としては、「講義、班別協議、ワークショップ等でバランスよく構成されている」「講義内容がとても充実していた」「国や各地の動向がわかり、多方面からの情報収集ができた」「午前中は魅力的な講義、午後は少人数での参加型の研修で主体的に臨めた」といった意見があった。要望や改善に関する内容としては、福祉サイドや労働サイドからの情報提供もあればよかったという意見が出されていた。

(2) 講義について

受講者からの意見は、「有意義であった」「大変勉強になった」「参考になった」といった内容が大多数であった。昨今は、コンピューターによるプレゼンテーションが多用されるようになってきているが、資料配布の希望や、映写上の工夫（文字のポイント、図・表の扱い等）を求める声があった。講義内容に関して基礎的内容と実際の内容にそれぞれ焦点化したものがあり、その順序が逆転していると感じた感想が出されていた。講義の日程調整は講師と研究所側双方の調整で決定されており、かならずしも研究所側だけの意向で決定できない面もあるが、講義配列については一定の考慮が必要であろう。医療サイドからの話題提供については、これまで教育現場で触れる機会が少なかったという意見もあり、評価が高かった。

(3) 全体協議について

昨年度までとは違って、講習会中にアンケートを依頼するのではなく、事前に依頼したため、受講者への負担が少なくなり、発表者にも準備の時間があって、改善されたと思われる。内容に対しては、発表者それぞれの独自性が出ていてよく分かったという意見があったが、テーマ別の協議については人数が多すぎて協議が深まらなかったという意見も出されていた。

(4) 班別協議について

センター、養護学校等と職種が違う人によって構成されていたため、それぞれの立場での取り組み、悩みなどが分かってよかったという意見とスタンスが違うことにとまどったという意見があった。全体としては、立場の違いをむしろ肯定的にとらえる意見が多かった。一つ一つの事例について、いろいろな観点から検討しあうことについても「よかった」「勉強になった」といった意見が多かった。うち解けた雰囲気の中で協議が進んだことに対する感謝と、そのような雰囲気作りに努めた研究所からの参加者のコーディネートが高く評価されていた。

(5) ワークショップについて

今年度も前回同様、全ての受講者に第一希望のテーマによって受講先を決定した。そのため、テーマによって人数のばらつきがあり、多人数のワークショップ参加者からは、人数調整の必要性について意見が出されていた。特に、意見交換や協議的な内容については、多人数では十分に目的を達成できなかったという意見がかなり多くあった。ワークショップが有意義であったかどうかについてのアンケートで、「とても有意義」が43%、「有意義」が45%、「どちらかといえば有意義ではなかった」が12%という結果であったが、この人数配分のことが評価に影響していると思われる。

(6) パネルディスカッションについて

全体として、内容は「とても参考になった。」と評価されているが、実施日や時間配分、パネリストの選定については、改善希望の意見が出ている。それぞれの発表からパネリストによるディスカッションへの発展部分が、内容面、時間面からいって今ひとつ十分に展開されなかったように思われる。あえてパネルディスカッションとして設定する意図が参加者に伝わるような配慮と工夫が必要とされているようである。

5) おわりに

冒頭にも記したように今回の講習で、18回続いた教育相談に関する講習会は終了する。これまでの講習会を振り返ってみると、全体として評価が高く、内容的にも充実したプログラムを提供し続けることができたと思われる。今回のアンケートでは、再度復活を検討してほしいという意見も出ている。今後に向けて、残された課題は何であろうか。

平成14年に出示された障害者基本計画では、一貫した相談支援体制の整備の必要性がいわれている。また、「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」が出て以降、盲・聾・養護学校における地域のセンター的機能を充実させる取り組みが進んでおり、特にその中でも教育相談が果たす役割がきわめて大きい。しかも、関係機関との連携や、幼稚園、

保育園をはじめ小・中学校との連携もしくは生涯を見渡した支援といったことも視野に入れながら今後の取り組みを進めていくことが求められており、従来のセンターや学校での教育相談がより一層拡大されていくことは間違いないことであろう。また、そこには在籍児童生徒への指導だけでなく、地域の障害のある児童生徒へのサービスをも対象としていくというように新たな発想も必要になってきている。こういった時代の中で、今後の相談体制の構築に向けて、これまでのような研修の必要性はますます高まっていくものと思われる。

実際、教育相談をめぐる課題は、すでにこれまで以上に重く、広がってきている。例えば今回の講習会を通じても、個人への支援だけではなく、学級や学校への支援や、教育以外の職種との連携、さらには時間的にも継続性のある長い期間を見通しての支援といった話題が多く出てきている。このように、教育相談の在り方についてのイメージは、今まで以上に広がりを見せている。これらへの対応を考えると、より広い視野からとらえた教育相談の指導力の向上や研究の推進が求められていくものと思われる。

また一方で、従来の個人（子ども、保護者）への支援も相談活動の基幹としておろそかには出来ない。この臨床実践に関する力量形成の重要性は高まりこそすれ、なくなっていくものではない。そうしたことから、今後教育相談を担当するものに課せられている課題は大きい。

昨今の動向をふまえて、当研究所では、平成15年度から「特別支援教育コーディネーター研修」を開設、実施している。今後はこの研修を拡充させて、今までの教育相談講習会は、これに統合される予定である。コーディネーター研修は、あらたなシステム構築を目前として必要度の高いものであるが、コーディネートという仕事は広い教育相談の領域の中の一部であって、これだけで教育相談全体をカバーすることはむずかしいと思われる。これからの特別支援教育の展開の中で、教育相談システムの構築が図られていくとき、研究所として果たすべき役割は何かを考えて、研修事業に関する今一度の吟味が必要であろう。

(文責：教育相談講習会実行委員 菅井 裕行)

資料1

平成15年度 教育相談講習会日程

月日	曜	9:15～12:15	休憩	13:15～16:15					
11/6	木			受付 開講式 13:00～ 14:00～	オリエンテ ーション1 生活面 14:30～	休 憩	オリエンテ ーション2 内容面 15:00～ 15:30	オリエンテーション3 ・自己紹介 ・班別協議の進め方 15:40～	懇親会 17:15～
7	金	講義 1 障害のある子どもの教育 相談の現状と課題 文部科学省 特別支援教育課 特殊教育課長 石塚 謙二	全 体 協 議	教育相談における今日的課題 受講者からの話題提供 司会：聴覚・言語障害教育研究部室長 小林 倫代	休 憩	教育相談における今日的課題 課題別協議 議題別担当 後上、海津、大柴、 菅井、伊藤、植木田	図書等の 利用説明 16:15～		
10	月	講義 2 障害のある子どもの教育相談のあり方 教育相談センター長 後上 鐵夫		班 別 協 議 1 事 例 協 議 所内参加者 各班2名(班編制は未定) 金子 健、横尾 俊、斎藤 宇朗、植井 恵 徳永亜希佳、石川 政孝、小野 龍智					
11	火	講義 3 保護者との出会いと受けとめ 山梨大学助教授 玉井 邦夫		班 別 協 議 2 事 例 協 議 所内参加者 班別協議1に同じ					
12	水	講義 4 子どもの見方、かかわり方 東北大学教授 川 佐 隆 一		班 別 協 議 3 事 例 協 議 所内参加者 班別協議1に同じ					
13	木	ワークショップ (テーマ別)							
		(1) 学習障害：菅井、海津 (2) 高機能自閉症・アスペルガー障害：麗美、大柴 (3) カウンセリング：伊藤、植木田		(a) ロールプレイ：大柴、石川 (b) 注意欠陥/多動性障害：麗美、植木田 (c) 早期教育相談：後上、菅井					
14	金	講義 5 盲・聾・養護学校における教育相談 福井県教育委員会指導主事 小八木 健		班 別 協 議 4 事 例 協 議 所内参加者 班別協議1に同じ 14:00～16:15	国立久里浜 養護学校 見学 12:50～ 13:50				
17	月	講義 6 相談活動とコーディネータ 病弱教育研究部長 西 牧 謙 吾		班 別 協 議 5 事 例 協 議 所内参加者 班別協議1に同じ					
18	火	講義 7 小・中学校における教育相談 昭和女子大学教授 鶴 養 啓 子		パネルディスカッション センター的機能としての教育相談 パネリスト：川崎市総合教育センター指導主事 高橋あつ子 鳥取県立若生養護学校 山根 美保 青森県立むつ養護学校 佐藤 真一 指定討論：肢体不自由教育研究部室長 滝坂 信一 司 会：教育相談センター長 後上 鐵夫					
19	水	講 演 10:00～11:30 障害のある子どもの教育 相談を巡って 宮城教育大学教授 長谷川 茂	開 講 式 11:45～	※班別協議の班責任者 1班 後上 鐵夫 2班 小林 倫代 3班 海津亜希子 4班 大柴 文枝 5班 菅井 裕行 6班 伊藤 由美 7班 植木田 潤					

資料2

平成15年度 教育相談講習会における講義等の内容

	項目	内容
講義1	障害のある子どもの教育相談の現状と課題	全体協議に先立ち、養護学校等における早期からの教育相談や就学相談、特別支援教育におけるコーディネータの在り方等今日的な話題を踏まえ、求められる教育相談の在り方について考える。
講義2	障害のある子どもの教育相談のあり方	教育相談を担当する際に求められる基本的な姿勢とは何か、子どもの発達の状態や保護者の訴えをどのように捉え、かかわっていくのか。これらの点について、盲・聾・養護学校における教育相談のあり方を含めて総括的に考える。
講義3	保護者との出会いと受けとめ	障害のある子どもを育てる保護者の心情を理解しながら、子どもの障害の状態に即した子育てをどのように進めていけばよいのか、保護者とともに取り組み、実践していく方法について考える。
講義4	子どもの見方、かかわり方	教育相談の場において、子どもの活動をどのように捉えることが「子どもを理解する」ことにつながるのか、また、どのようなかかわりが、子どもの成長や生活を援助することにつながるのか、具体例をもとに考える。
講義5	盲・聾・養護学校における教育相談	地域のセンター的役割を担う視点から、盲・聾・養護学校における教育相談の在り方を、実践をもとに現状と課題について考える。
講義6	相談活動とコーディネータ	一貫した、継続性のある相談活動を実施するために、地域リソースの活用の仕方、連携の方法、担当者間や機関間の連携の在り方等、求められる担当者の姿勢や課題について考える。
講義7	小・中学校における教育相談	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを持つ子どもの理解とスクールカウンセラーの役割や、学級経営への支援等、これからの小・中学校における教育相談活動について考える。
全体協議	教育相談に関する今日的課題	「盲・聾・養護学校での教育相談」「センターにおける教育相談」「他機関との連携の現状」について話題提供をもとにその在り方と課題等を全体・グループ毎に協議する。
班別協議	事例協議	本研究所からの参加者を含め10名程度の班を編成し、班ごとに受講者が担当している教育相談事例にかかわる課題を中心に、その周辺の課題も含めて協議を行う。
	ワークショップ（テーマ別） (1) 学習障害 (2) 高機能自閉症・アスペルガー障害 (3) カウンセリング (a) ロールプレイ (b) 注意欠陥／多動性障害 (c) 早期教育相談	受講者各自が関心のあるテーマを午前、午後の3課題から各々選択し、グループごとに、最近の研究動向等について、本研究所職員との情報交換や演習を行う。
	パネルディスカッション	センター的機能としての教育相談をテーマに、盲・聾・養護学校や小・中学校における実践報告をもとに現状と今後の在り方について協議する。
講演	障害のある子どもの教育相談を巡って	障害のある子どもの養育を巡って、保護者や教育、医療、福祉等の専門家との連携をもとに望ましい教育相談の在り方について講演する。

教育相談研究室

教育相談研究室では、平成15年度「障害のある子どもの教育相談マニュアルVer. 1」の作成を試みた。特殊教育のあり方が大きく変わろうとしている昨今、障害のある子どもへの支援の一つとして、小・中学校や盲・聾・養護学校で教育相談活動が活発に取り組みようとしている。しかし、一方で各地の教育センターでカウンセリング講座等の研修会が開かれ、担当教員等の資質の向上に取り組んできているものの、障害のある子どもや保護者への支援として、これから教育相談活動に取り組むことに戸惑いを感じる担当者も多い。そこで、はじめて教育相談を担当する教員を対象に、教育相談に関するマニュアルを提供することを考え「はじめての教育相談」として、小冊子を作成することとした。

まず、教育相談の一般的な流れについて整理することから始めた。次いで、教育相談の受付に関する事項について、次のような順で検討した。

- ① 電話等で教育相談を受け付けるとき、教育相談センターでは、どのような内容を申込者から事前に聴取しているかを整理した。
- ② その整理した内容について、本研究所の全研究員から受け付け時に聞く内容として過不足があるかを調査した。
- ③ 障害種別により、事前に聞くべき内容にどのような差異があるかを整理した。

さらに、教育相談講習会に参加した全国の教育センター、盲・聾・養護学校、小・中学校の先生方に、教育相談を進める際に使用している様式（受付用紙・事前に提出を求め書類等）について、提出を依頼した。

また、教育相談にかかる全国調査を実施した際、研究協力をいただいた方々や、教育相談に関して先進的に取り組んでいる福島、群馬、神奈川、鳥取、北九州市での実地調査を行った。こうしたデータを踏まえ、教育相談の流れに即した内容の検討と小冊子のレイアウト（目次）を整理し、その素案を作成した。

次いで、研究協力者会議を開催し、この素案の検討を行った。研究協力者の専門的立場から、担当者として知っておくべき内容や保護者等に対して配慮すべき点等について助言をいただいた。

このような手順を踏まえて、小冊子を最終的にレイアウトした。

このマニュアルは二部構成で、一部は子どもの成長を心配した母親が学校に教育相談の申し込みをし、初回の教育相談がもたれるまでの事項を順に説明している。二部では初回相談までに行う内容のポイントや配慮事項、理論的背景についての要点を分かり易く解説した。また、読みやすいように可能な限り平易に表現するよう考慮したこと、持ち運びに便利のように小型サイズにしたこと、視覚的にとらえやすいよう考慮したこと等が、その特徴としてあげられる。

今後、Ver. 2として、ケース検討会議以後の継続相談のあり方、他機関との連携の取り方、担任教師との連絡、相談終了等における配慮事項についてまとめていく予定である。
(文責 後上 鐵夫)



第27回 全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会石川大会

—教育相談分科会の内容を中心に—

1. はじめに

今年度の全国特殊教育センター協議会は、研究主題に「一人一人の教育的ニーズに応える教育をめざして」を掲げ、石川県教育センターを会場として11月13・14日に行われた。開会式に続く講話は、文科省特別支援教育課の石塚等課長補佐の「特別支援教育の在り方について」であった。記念講演は、石川県立美術館長、嶋崎丞氏の「石川の伝統文化」であった。2日目は「教育相談」「研修」「調査・研究」「管理・運営」の4分科会に分かれて研究協議が行われた。本稿では、「教育相談」の分科会について報告する。

今年度の教育相談部会の主題は「関係機関と連携した乳幼児からの相談支援体制の在り方」であった。この主題を踏まえ、福井県特殊教育センター岡部博文氏から「人・機関・地域のネットワークの中で支える教育相談活動について—通所指導における障害幼児・児童への子育て支援から—」と題した研究報告が行われた。

2. 研究報告の概要

福井県特殊教育センターは、昭和58年に福井県小児療育センターに併設して開設され、これまで教育と医療と福祉の拠点施設として相互の連携を図ってきた。

ここでは、教育的支援の基盤として大切に繋いできたネットワークの状況を概括し、その上で、実際の通所指導業務における教育相談活動においてネットワークがどのように機能しているのかを検討し、今後の特別支援教育体制を推進するための新たな相談支援体制の創出について考える。

1) ネットワーク構築の状況について

① 併設された小児療育センターとの連携について

小児療育センターは、地域において早期から療育を行う拠点施設である。併設された機関として定期的な連絡会をもつ他、保護者の了解を得た上でのケースの紹介、主治医等を交えたケース会議の実施、保護者が両機関を主体的に利用する場合の情報の共有などを行っている。このように両機関が連携していく上では、個人の情報をスムーズに正確に共有していくことが必要であるが、福井県では平成14年10月から個人情報保護条例がスタートし、これまでの当センターの情報公開の在り方の見直しとそのガイドライン策定を検討している。

② 業務、事業からみた相談支援体制の状況について

センターの各業務、事業を乳幼児期から学校卒業後にわたる地域社会の広がりの中で捉えると、福井県の特別支援教育の圏域を、県域：特殊教育センター、広域圏域：特殊教育諸学校、基礎圏域：各市町村と仮定すると、業務ベースの取り組みは、県域の機関としての直接的な相談支援体制であり、事業ベースの取り組みは、県域の機関から広域圏域、基礎圏域の相談支援体制の構築を図るための開発的な取組であると捉えられる。

2) 通所指導における教育相談活動について

通所指導は、教育相談の中で継続した相談、指導が必要と認められる幼児・児童を対象に、保護者と一緒に定期的に子どもとかかわりながら、主たるかかわり手である母親の子育てを週に1回から月に1回の割合で、支援していく教育相談活動である。

母親は子育てにかかわって様々な不安や悩みを抱えている。そのような母親と一緒に子どもの主体的な活動に寄り添いながら、かかわり方や発達的な見通しを示したり（演示、例示）、母親の話に耳を傾けながら不安な心をほぐしたり（カウンセリング）、母親同士の出会いの場を提供したり（ピアカウンセリング）、社会資源や就学などの情報を提供したり（情報提供）、必要に応じて園や学校の関係者、関係機関との連絡調整を行ったり（連絡調整）するなどの継続的な相談を行うことによって、子育てを支援している。

3) 通所指導の事例から

① 事例1：乳幼児期の早期に障害が明らかになってから、本児の育ちを支える場が、家庭での養育から療育機関、療育機関から統合保育、そして学校教育へと変わってきた。その繋ぎの時期（節目）ごとに、保護者は戸惑い、悩み、困惑し、そして相談し、何度も考え直して最後は自分で決断をしてきている。その過程を整理したり後押ししたりする教育相談が求められ、主たる育ちの場と繋がる「園訪問」や保護者同士を繋ぐ「子育て休憩室」、新しい育ちの場へ繋ぐ「学校ガイダンス」など、人や機関を繋ぐ相談支援体制が有効に機能している。

② 事例2：乳幼児期における環境や様々な要因によって、本児の状態が、主たるかかわり手である保護者や保育士には個性として受けとめられ、相談や支援を受けなければならないほどの状態として認知されていなかった。それ

が、学校という新しい教育環境への不適応が明らかになり、早急な相談や支援を受けることの必要性が高まった。そこで保護者、学級担任、相談担当者、医師という関係者が、互いに求めに応じて協力し、協働することで、問題状況の早期改善に繋がってきた。

4) 今後の展望と課題について

これまで構築してきたネットワークの多くは、相談や支援を行う中で、一人一人の特別な教育的ニーズに応じて必要な人たちが集まって協働していくために築いてきた人と人、機関と機関との関係であり、機動性のある仕組みであると思われる。

しかし、これからの特別支援教育体制を推進していくためには、このような既存の仕組みを生かしながらも、新たな仕組みの創出が求められている。特に、地域の中の仕組み、地域と地域の間を繋ぐ仕組みを構築していくには、日常的教育相談活動を通してネットワークの形成を図るというボトムアップ的な取り組みと、県が主導権をとって教育、医療、福祉、労働等の関係部局が横断的に繋がる連携会議の立ち上げといったトップダウン的な取り組みの両輪が必要であると思われる。その際、特別支援教育の圏域として、圏域：特殊教育センター、広域圏域：特殊教育諸学校、基礎圏域：各市町村を設定し、その機能の整理を図っていくことが有効であると思われる。

当センターでは、特殊教育諸学校における地域のセンター化の取り組みや特別支援教育コーディネーター養成研修、あるいは特別支援教育推進体制モデル事業における部局の横断的な連携会議の立ち上げなど、開発的な研究や研修を始めているところである。これらの取り組みを契機に、そして相互に関連づけながら、総合的で有機的な相談支援体制の構築を図っていくよう、その方略を検討し実践していきたい。

3. 研究協議とまとめ

上述した報告を踏まえて情報交換や意見交換が行われた。

地域のリソースを活用し、教育・医療・福祉等の関係機関と連携する際の「情報の共有と個人情報保護」についての情報交換では、「拡大母子手帳」や「あゆみノート」などを活用し、保護者を交えて情報の共有をしていることが報告された。また、関連機関連絡会の充実等が課題となった。

一人一人の教育的ニーズに応じた早期からの教育相談及び支援体制の構築については、「療育センターと教育セン

ターの役割分担」「地域療育システム」等について情報や意見の交換を行った。

乳幼児期は可塑性にとみ、発達の個人差が大きい時期であるため、子どもへの対応が大切である。また、保護者は子どもの状態や障害に対する理解が十分になされていない状況が多いこともあり、早期教育相談と学童期の相談の違いを踏まえた対応が必要であるという意見が出された。また、教育相談として受けとめるときには、指導という視点で親子に対応するのではなく、保護者の主訴を重視していくことの大切さも確認された。

乳幼児期だけの対応をしていると、将来を見通した情報提供がしにくくなるので、療育センターと教育センターの連携が必要である。そして、それぞれの役割分担も明確にしなければならない、という意見が出された。また、ある療育センターでは、ソーシャルケースワーカーが幼稚園・保育所・小学校・養護学校等へ巡回訪問して、センターを経由した子どものフォローアップを行っている。乳幼児期の関わりだけでなく、その後の子どもの育ちを知り、将来の見通しをもてるようにしている事例も報告された。

これらの情報や意見から地域の早期からの教育相談システムの制度と質を充実していくことの重要性が考えられた。

早期教育相談について考えるとき、子どもの障害をいつ、どこで、誰が伝えるのかということと地域システムとが深く関係している。厚労省は母子保健制度が整っているとしているが、子どもが小さければ小さいほど診断後の保護者を支えていくことは重要であり、現行の母子保健制度で十分とは言えない。また、現行の制度では、就学前と就学後での管轄部局が違うことがあるので、移行期に糊代のように重なった連携を行っていくことは難しいが、現場での工夫は必要であろう。

盲・聾・養護学校や特殊学級・通級指導教室はセンターの機能を果たすよう求められており、特殊教育センターとの役割分担が必要である。今回の報告のように地域に対して階層性をもった役割分担を構築していく必要があるだろう。また、特殊教育センターでは、幼稚園・保育所から小学校や養護学校等へと子どもの成長に伴った関係機関を縦につないでいく場と、療育機関・医療機関・教育機関等の連携をはかるという横につないでいく場を設定することが必要ではないかと考えられた。

(文責：小林 倫代)